

平成22年7月20日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 少額上場株式投資の非課税口座

—22年税制改正（施行は平成24年から）—

### ◎「非課税口座」とは

- ①「非課税口座」とは上場株式等の配当所得、譲渡所得の非課税措置を受けるため、証券会社等の金融商品取引業者に開設する上場株式等の管理口座をいいます。
- ②「非課税口座」は平成24年から26年までの各年において1人につき1年に1口座のみ開設できます。  
……1人につき平成24年から26年まで最大3口座開設できます。
- ③「非課税口座」には開設の日からその年12月31日までの間に（翌年以後は不可）、その「非課税口座」を開設した金融商品取引業者を通じて取得した上場株式等で、取得価額合計100万円までのもののみ受入れることができます。  
……1人につき最大で、平成24年開設口座に同年中に100万円まで、25年開設口座に同年中に100万円まで、26年開設口座に同年中に100万円までの合計300万円まで受入れられます。
- ④「非課税口座」の開設手続き  
開設しようとする年の前年10月1日から翌年9月30日までに、金融商品取引業者に住民票写し等、国内の住所、開設の年1月1日において20歳以上であること、を証明する書類とともに「非課税口座開設届出書」「非課税口座開設確認書」を提出して開設します。

### ◎「非課税口座」内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税

上記「非課税口座」において管理されている上場株式等の配当でその「非課税口座」開設の日から10年後の年末までに受取るものについては所得税、住民税が課されません。

### ◎「非課税口座」内の少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税

上記「非課税口座」において管理されている上場株式等をその「非課税口座」開設の日から10年後の年末までに譲渡した場合には、その譲渡による譲渡所得には所得税、住民税が課されません。

譲渡損が生じた場合には、その譲渡損はなかったものとみなされます。

- ……平成24年「非課税口座」受入上場株式等→平成33年12月31日譲渡まで非課税  
平成25年「非課税口座」受入上場株式等→平成34年12月31日譲渡まで非課税  
平成26年「非課税口座」受入上場株式等→平成35年12月31日譲渡まで非課税